

○丹波篠山市あいさつ運動市民委員会設置要綱

平成26年3月28日

要綱第5号

(設置)

第1条 あいさつを通じて市民による「人権を尊重したあたたかいまちづくり」を推進するため、丹波篠山市あいさつ運動市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は、次の事項について協議する。

- (1) あいさつ運動の現状の把握及び課題の整理に関すること。
- (2) あいさつ運動を推進するための各機関との連携方策に関すること。
- (3) あいさつ運動の啓発に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 市民委員会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治会長会又はまちづくり協議会等地域団体関係者
- (2) 市立学校代表者等学校関係者
- (3) 青少年団体又は社会教育関係者
- (4) 商工会等事業所関係者
- (5) 民生委員協議会等福祉団体関係者
- (6) 人権擁護委員協議会等人権団体関係者
- (7) 公募に応募した者

3 市民委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会議を総理し、市民委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 市民委員会の会議は、会長が招集する。

2 市民委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 市民委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

○丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例

平成24年12月21日

条例第36号

世界人権宣言において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とされ、また、日本国憲法においても、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」として守られています。

丹波篠山市は、「市民憲章」及び「丹波篠山市自治基本条例」に基づき、人権を尊重し擁護することを推進しています。

また、これまで多くの人々の努力により、人権を大切にすまちづくりに向けた取り組みが行われてきました。

しかし、現状をみると、さまざまな人権課題が存在していることも事実です。さらに、社会状況等の変化により、新たな人権問題が生じています。

これからは、市民が自分の人権だけでなく、他人の人権についても深く考え、さらに学び続け、責任のある行動をとることが求められます。

私たちは、命の尊厳や人権が尊重され、すべての人が幸せを実感できるあたたかいまちをつくりあげるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取り組みを推進し、人権を尊重したあたたかいまちの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市及び市民（丹波篠山市自治基本条例（平成18年篠山市条例第32号）第2条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。）は、次条又は第4条に規定する責務を果たしながら、協働して人権尊重のあたたかいまちづくりを推進する。

(市の責務)

第3条 市は、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育、人権啓発等の人権尊重に関する施策（以下「人権施策」という。）を推進するものとする。

2 市政に携わる全ての者は、この条例の理念を理解し行動しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、社会の構成員としての責務を自覚し、互いの人権を尊重しなければならない。

2 市民は、自らが人権尊重のあたたかいまちづくりの担い手として、人権意識の向上に努めなければならない。

(人権施策の推進)

第5条 市は、本条例の目的及び理念に基づき、次に掲げる事項について施策を推進する。

- (1) 同和問題、性別、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人住民、虐待、いじめ等全ての人権課題の解決を図るために必要な事項
- (2) 人権に関する意識の高揚
- (3) 人権に関する相談及び支援体制
- (4) 人権に関する調査及び研究
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

2 市は、前項の人権施策の推進にあたり、地域で培われてきたきずなを大切にし、日常生活で互いの心をつなぎ相手を認め合う挨拶の推進を図りながら取り組むものとする。

(審議会の設置)

第6条 前条の人権施策を審議するため、市長の附属機関として、丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、人権尊重のあたたかいまちづくりに関する施策について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、15人以内で組織する。
- 4 委員は、公募市民、学識経験者及び市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。
(篠山市人権施策推進審議会条例の廃止)
- 2 篠山市人権施策推進審議会条例（平成15年篠山市条例第14号）は、廃止する。
(篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○丹波篠山市あいさつ運動推進事業補助金交付要綱

平成26年3月28日

要綱第6号

改正 平成29年3月28日要綱第20号

令和3年3月31日要綱第15号

(目的)

第1条 この要綱は、あいさつ運動を実施する団体に対し、あいさつ運動の実施又は啓発に必要な資材の購入に要する経費を補助することにより、あいさつ運動の促進を図り、もって、人権を尊重したあたたかいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 自治会、まちづくり協議会、見守り活動団体その他一定の地縁に基づくコミュニティを基盤とする団体及びその他の団体をいう。
- (2) 資材 ノボリ、ベスト、タスキ、帽子、腕章、懸垂幕等あいさつ運動の実施又は啓発に必要な資材をいう。
- (3) あいさつ運動 駅、商店、市立学校・園その他公の施設において複数人による声かけ、見守り活動等その他の啓発活動を行うことをいう。

(補助金交付対象団体)

第3条 補助金の交付は、あいさつ運動を自ら実施し、次の各号の要件を備え、市長が適当と認めた団体に対し、補助金を交付するものとする。

- (1) 団体の既存の取組に加え、あいさつ運動の目的を理解し、標語（「あいさつ運動実施中」）等を資材に記載し、活用する団体であること。
- (2) 団体として月2日以上定期的にあいさつ運動を実施するものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、資材の購入に要する経費の全額（ただし、自治会、まちづくり協議会、見守り活動団体その他一定の地縁に基づくコミュニティを基盤とする団体は、上限3万円としその他の団体は、上限1万5千円とする。）とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、あいさつ運動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に資材販売業者が発行した見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付を決定し、あいさつ運動推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした団体に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付を受けた団体は、当該年度の3月31日までに、あいさつ運動推進事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費の支払を証する書類（領収書等）の写し
- (2) 資材を活用したあいさつ運動の写真
- (3) その他市長が認めるもの

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、前条の規定により実績報告書を提出し、市長の審査を受けた後、あいさつ運動推進事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による適正な補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、あいさつ運動補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長がこの要綱により交付する補助金の目的を達成することができないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日要綱第20号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日要綱第15号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

あいさつ運動推進事業補助金交付申請書

年 月 日

丹波篠山市長 様

住所又は所在地
団体名
代表者名 印

年度あいさつ運動推進資材を下記のとおり購入したいので、補助金を交付願いたく、丹波篠山市あいさつ運動推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

団体の区分及び構成員	団体の区分（ ） 構成員（ ）人
実施内容	
実施予定日	
実施場所	

購入資材	個数	単価	合計額	補助申請額
		円	円	
		円	円	
		円	円	
合計		円	円	円

◎添付書類には、販売業者が発行した見積書の写しを添えてください。

◎補助申請額は、自治会、まちづくり協議会、見守り活動団体その他一定の地縁に基づくコミュニティを基盤とする団体は、上限30,000円としその他の団体は、上限15,000円としてください。

様式第3号（第7条関係）

あいさつ運動推進事業補助金実績報告書

年 月 日

丹波篠山市長 様

住 所
氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったあいさつ運動推進事業補助金について、補助事業が完了したので、あいさつ運動推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

交付金額	円
完了年月日	年 月 日完了
実施内容	
実施日	
実施場所	
添付書類等	(1)経費の支払を証する書類（領収書等）の写し (2)資材を活用したあいさつ運動の写真 (3)その他市長が認めるもの

様式第4号（第8条関係）

あいさつ運動推進事業補助金請求書

年 月 日

丹波篠山市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定がありましたあいさつ運動推進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

ただし、 _____ 年度あいさつ運動推進事業補助金

補助金交付決定額 _____ 円

既受領額 _____ 円

今回請求額 _____ 円

振込先

振込金融機関名	
振込口座番号	
口座名義人	

◆令和5年度 施政方針 抜粋

②あいさつ運動

あいさつは、人と人、地域でのつながりをつくる大切な行為であり、お互いを気にかけて、気遣うことができるような地域社会をめざす、人権が尊重されるまちづくりの基本です。

丹波篠山市では、平成25年度から、毎月1日、11日、21日を「いいあいさつの日」と定め、あいさつ運動が市内全体に展開されるよう取り組んでいます。あいさつ運動に取り組む地域団体、少数のグループに対して啓発グッズなどを購入する際の補助を行い、運動のすそ野を広げていきます。また、春と冬には、「あいさつ運動強化週間」を設けて、あいさつ運動を進めています。市内小中学、特別支援学校生徒を対象とした「あいさつ啓発ポスター」は、令和4年度は242点と一昨年（121点）の2倍の応募がありました。今年度も公募を行い、意識啓発を図ります。

◆令和5年度 丹波篠山の教育 抜粋

2-2 豊かな心の育成

(7)あいさつの実践 **継続**

目的・目標

日頃からあいさつが交わせる、明るく温かいまちづくり、学校づくりをめざします。

成果指標

近所の人に会ったときは、あいさつをするという児童生徒の割合が90%以上になること。

あいさつは、丹波篠山市を挙げて取り組む人権施策の大きな柱であり、学校・家庭・地域が連携した啓発・実践活動に継続して取り組みます。



地域・保護者・児童のあいさつ運動（城北畑小）

◆丹波篠山市教育大綱（令和5年12月12日策定） 抜粋

理念：—しあわせ多き ふるさと丹波篠山を担う—

重点8項目

1. ふるさと教育
2. 子ども・子育て支援の充実
3. 地域とともにある学校
4. 学力の確立と向上
5. 学校部活動の充実
6. スポーツに親しむ
7. 丹波篠山ならではの文化を育む
8. あいさつの励行

8. あいさつの励行

丹波篠山市では、人権意識やコミュニケーションを高めるため、市民全体でのあいさつ運動に取り組んでいます。地域や学校での「おはよう」「こんにちは」などの飛び交う元気な声が、子どもたちのあたたかい心や郷土愛を育てています。この取り組みを継続することで、市民意識の向上とまちの活性化につなげます。